

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社メッセ（以下、「会社」とする）と 従業員代表 岩本 政治 は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲等）

第1条 本協定は、派遣先で別表1に掲げる業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 会社は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り本協定の適用を除外しないものとする。ただし、待遇決定方式を変更しなければ派遣労働者が希望する就業機会を提供できない場合であって、当該派遣労働者から合意を得た場合等のやむを得ないと認められる事情がある場合などは、この協定から除外する。

（賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当とする。

（賃金の決定方法）

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表1-1に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表1-2の地域指数を乗じたものとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和3年8月6日職発0806第3号「令和4年度の「労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イの「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額」（厚生労働省）に定める各種職業の小分類を使用する。
- (2) 通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第6条のとおりとする。
- (3) 地域調整については、各都道府県の就業地で派遣就労を行うことから、通達に定める「都道府県別地域指数」を使用する。

（基本給及び賞与の額）

第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たしたものとする

- (1) 別表1-1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の派遣先業務の各等級の職務と別表1-1の同業の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金との対応関係は次の通りとする。

Sランク：上級スタッフ（対応する一般労働者の技能・経験 3年目）

　　統括責任者あるいは最高レベルの技術者等、協議の上決定

Aランク：中級スタッフ（対応する一般労働者の技能・経験 1年目）

　　派遣先との管理運営、計画作成、業務遂行、問題解決等おこない、マネジメントを行うために必要な能力水準

Bランク：初級スタッフ（対応する一般労働者の技能・経験 0.5年目）

　　自主的な判断、提案、改善等を行い業務遂行するために必要な能力水準。又、仲間をサポートするために必要な能力水準

Cランク：初級スタッフ（対応する一般労働者の技能・経験 0年目）

　　上司の指示・助言を踏まえて、定例的に業務を確実に遂行するために必要な能力水準

- (3) なお、対象従業員の基本給及び賞与については、対象従業員が勤務する派遣先事業所の所在地に応する地域係数（別表1-2）を乗じ別表2となっている。
- 2 会社は、第8条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、職務の成果、その経験の蓄積・意欲・能力、その他就業に実態に関する向上があると認められた場合には、各人の能力に応じ基本給を決定する。
- また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、派遣社員賃金規程第8条に準じて、法律の定めに従って支給する。

(通勤手当)

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。但し、1か月の上限を71円×1か月の労働時間相当分とする。

また、交通機関等を利用しなければ通勤することが困難である従業員以外の従業員であって、交通機関等を利用しないで、徒歩・自転車・乗用車により通勤するものとした場合は、以下の通り定める。なお、通勤距離は一般的に利用しうる最短経路の長さによる。

| | | |
|------|---------|--------|
| 通勤距離 | 片道2キロ未満 | 0円 |
| | 片道2キロ超 | 10円/Km |

但し、自動車等の使用距離に応じて定める額は、非課税限度の額を上限とする。

- ① 使用距離が片道2キロ以上10キロ未満…4,200円
- ② 使用距離が10キロ以上15キロ未満…7,100円
- ③ 使用距離が15キロ以上25キロ未満…12,900円

(退職手当)

第7条 対象従業員に対して、別表2に記載の通り、一般基本給・賞与等の額の6%の額を前払い退職金として支給する。

(賃金の決定に当たっての評価)

第8条 基本給の決定は、年1回行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は派遣社員賃金規程第5条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、第4条第2項に昇給の範囲を決定する。

(賃金以外の待遇)

第9条 教育訓練（次条に定めるものを除く）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員に適用される就業規則に定める規定と不合理な待遇差が生じることとなるないものとして、派遣社員就業規則第44条から第49条までの規定を適用する。

(教育訓練)

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「当社が定める業種別研修プログラム」に従って、着実に実施する。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間とする。

令和4年3月22日

株式会社メッセ 代表取締役社長 藤田 利恵

従業員代表（*吉本政治*）